
横浜発・海外ビジネス情報「WBC メールマガジン」
vol.177 (2017年5月31日号) 配信数：
発行：WBC 事業受託者 株式会社パソナ

本メールマガジンは、横浜ワールドビジネスサポートセンター（WBC）事業での各種アンケートで、「配信希望」とご回答いただいた方、ウェブサイトより「配信申込」のお申し込みをいただいた方、各関係機関および企業の方にお送りしております。

CONTENTS -----

- ▼1. <WBC 事務局より> ～お知らせ～
【WBC ホームページを更新しました】

- ▼2. <WBC 事務局より> ～お知らせ～
【WBC Facebook を更新しました】

- ▼3. <横浜市及び WBC 事務局より>
【WBC インキュベートオフィスのご案内】

- ▼4. <WBC 事務局より> ～コラム「世界のあれこれ」～
【ますます増える？ 国際結婚と離婚問題】

- ▼5. <横浜市より> ～セミナー開催のお知らせ～
【ベトナム南部ロンアン省の投資環境・進出セミナーのお知らせ 6/1】

- ▼6. <横浜市より> ～個別商談会開催のお知らせ～
【タイ企業との個別商談会 6/20】

- ▼7. <広報協力> ～UNIDO よりお知らせ～
【中米 5 か国ビジネスセミナーのご案内 6/14】

- ▼8. <広報協力> ～JICA 横浜よりお知らせ～
【ボランティア事業理解促進調査団（パラグアイ 7/21-31）参加者募集のお知らせ】

- ▼9. <横浜市より> ～海外進出支援企業募集のお知らせ～

<http://www.facebook.com/YokohamaWBC>

■□■

3. -----■□■

<横浜市及びWBC事務局より>

【WBC インキュベートオフィスのご案内】

WBCでは、外資系企業が横浜市内に本格的なオフィスや拠点を構えるまでの「インキュベートオフィス」を提供しています。

このインキュベートオフィスは、横浜に新たに設立された外資系企業（日本法人及び日本支店、駐在員事務所）向けで、入居後3年以上の事業計画があり、WBCを退去後に横浜市内に事業所を設置する見込みがある企業を対象としています。利用期間は3年以内となっています。

WBCに入居している間は、アドバイザーが相談支援を行い、WBCの会議室等を無料でお使いいただけるほか、横浜ワールドポーターズ内のイベントホール等も割引料金で使用可能です。また、WBCの各種媒体（ホームページ・メールマガジン）を企業のPR・お知らせ等でご利用いただけます。

↓WBC インキュベートオフィスの詳細はこちらをご覧ください。

<http://www.ywbc.org/office.html>

WBC インキュベートオフィスにご興味のある方は下記までご連絡ください。

<お問い合わせ>

横浜市役所 経済局 誘致推進課 WBC 担当

TEL : 045-671-3834

FAX : 045-664-4867

E-mail : ke-wbc@city.yokohama.jp

■□■

4. -----■□■

<WBC より> ～コラム「世界のあれこれ」～

【ますます増える？ 国際結婚と離婚問題】

厚生労働省の発表する人口動態統計によりますと、国際結婚は、1970年には年間およそ5500件程度でした。その後、1980年には約7300件、1990年には約2万5600件、2000年には約3万6300件と増加の一途をたどり、2005年には約4万1500件と4万件を超えるに至りました。しかし、出入国管理法が改正され在留資格要件などが厳格化されたためか、2006年の約4万4700件をピークとして減少に転じ、現在は2万件を超える程度に落ち着いているようです。それでもグローバル化の潮流は変わらないでしょうから、国際結婚はますます身近なものとなっていくのではないかと思います。

それでは、国籍の異なる者同士の結婚について、法律はどのような定めをしているのでしょうか。我が国では、国をまたがる場合の法の適用に関して、「法の適用に関する通則法」という法律があります。

この法律によりますと、

- (1) 婚姻の成立は、各当事者につき、その本国法による。
- (2) 婚姻の方式は、婚姻挙行地の法による。
- (3) (2)にかかわらず、当事者の一方の本国法に適合する方式は有効とする。ただし、日本において婚姻が挙行された場合において、当事者の一方が日本人であるときは、この限りでない。
- (4) 婚姻の効力は、夫婦の本国法が同一であるときはその法により、その法がない場合において夫婦の常居所地法が同一であるときはその法により、そのいずれの法もないときは夫婦に最も密接な関係がある地の法による。
- (5) 夫婦財産制について原則として(4)と同様。
- (6) 離婚について(4)と同様。ただし、夫婦の一方が日本に常居所を有する日本人であるときは、離婚は、日本法による。

というルールが定められています。

少し具体的に見ていきましょう。

たとえば、A国人の男性とB国人の女性が日本で結婚しました。婚姻の成立は本国法によりますので、男性はA国の本国法に照らして、女性はB国の本国法に照らして、それぞれ結婚できる年齢に達しているなど婚姻の要件を満たしている必要があります。

方式は婚姻挙行地の法ですから、日本の方式で構いません。したがって住所地にある市区町村の窓口で婚姻届を出すことができます。もちろん、日本の市区町村は世界各国の法律を瞬時に検索・判断できるものではありませんので、届出に際しては、それぞれ「婚姻要件具備証明書」等を在日公館で入手し、翻訳を添付して提出します。

また、外国人の共通する本国法又はどちらか一方の本国法の定める方法で婚姻届を出すこともできますが、婚姻届を受け付けていない在日公館もありますので注意が必要です。

では、離婚の場合はどうでしょうか。まず男性と女性の本国法が異なりますのでA国法又はB国法は適用されません。

2人の常居所地が日本である場合には日本法が適用されますので、民法770条の離婚の要件を検討することになります。ここにいう常居所地とは、人が常時居住する場所で、相当長期間にわたって居住する場所を指します。もし男性が既にA国に帰国してしまっている場合、2人の常住地所がありませんので、今度は、最も密接な関係がある地の法によります。どこが最も密接な関係がある地となるかについては、夫婦の国籍や常居所、居所など当事者と関係のある様々な要素について、現在のみならず過去の経緯も含めて総合的に

考慮しながら、具体的な事案に応じて判断することになります。

【執筆：港町横浜にて時々渉外案件も取り扱う弁護士】

■□■-----

5. -----■□■

<横浜市より> ～セミナー開催のお知らせ～

【ベトナム南部ロンアン省の投資環境・進出セミナーのお知らせ 6/1】

ベトナム南部の中心都市ホーチミンに隣接するロンアン省は、メコンデルタへの入り口に位置し地理的に極めて重要な省の一つで、潜在性の高い省です。今般、ロンアン省人民委員会のミッションの訪日を機に、日本企業の方々にロンアン省を紹介するセミナーを開催することとなりました。ぜひご参加いただき、ロンアン省についてより一層ご理解を深めていただく機会にさせていただければ幸甚です。

◆日時：平成 29 年 6 月 1 日（木）15：00～17：30

◆会場：横浜シンボジア

（横浜市中区山下町 2 番地 産業貿易センタービル 9 階）

◆内容（予定）：

- ・ご挨拶 ロンアン省人民委員会副委員長 Mr. Nguyen Van Duoc
- ・ロンアン省紹介 ビデオ放映
- ・「ベトナムの実情と日本企業にとってのロンアン省」
ロンアン省ジャパンデスクの紹介
ロンアン省ジャパンデスクアドバイザー 市川 匡四郎（IBC Vietnam Co.,Ltd 代表）
- ・ベトナム企業紹介
- ・公益財団法人横浜企業経営支援財団（IDEC）の海外展開支援メニューの紹介
- ・質疑応答、名刺交換、相談コーナー

◆参加費：無料

◆定員：50 名

◆主催：ベトナム ロンアン省人民委員会

◆後援（予定）：横浜市、横浜商工会議所、（公財）横浜企業経営支援財団（IDEC）、日本貿易振興機構、国際機関日本アセアンセンター

↓詳細・お申込みはこちら

<http://www.idec.or.jp/?k=yZYe>

<お問い合わせ>

ロンアン省ジャパンデスクアドバイザー

市川 匡四郎（IBC Vietnam Co.,Ltd 代表）

E-mail: k.ichikawa@r3.dion.ne.jp

■□■-----

6. -----■□■

<横浜市より> ～個別商談会開催のお知らせ～

【タイ企業との個別商談会 6/20】

工業用部品や原材料、あるいは工業用地等のプロモーションを目的として来日する、タイの自動車部品、電気電子部品、機械部品のメーカーや工業団地ディベロッパー総勢 25 社・団体が参加します。タイからの部品調達や委託生産、さらには技術提携や合弁事業をご検討中の皆様、この機会を今後のビジネス展開にぜひご活用ください。

さらに、タイへの投資支援としてタイ投資委員会（BOI）が個別の投資相談に応じます。

◆日時：平成 29 年 6 月 20 日（火）13:30～17:30（受付 13:15～）

◆会場：横浜ベイホテル東急 地下 2 階「アンバサダーズ ボールルーム」
（横浜市西区みなとらい 2-3-7）

<http://ybht.co.jp/access/>

◆申込締切：平成 29 年 6 月 7 日（水）

◆参加費：無料

◆定員：商談予定コマ数に達し次第締切

◆主催：タイ王国大使館経済・投資事務所（BOI 東京事務所）、国際機関日本アセアンセンター

◆共催：横浜市経済局、公益財団法人横浜企業経営支援財団（IDEC）

◆後援：独立行政法人日本貿易振興機構（JETRO）横浜貿易情報センター、独立行政法人中小企業基盤整備機構、三菱東京 UFJ 銀行、三井住友銀行、みずほ銀行、商工中金、横浜銀行、日タイ・ビジネスフォーラム（JTBF）

↓お申込はこちら

下記 URL から申込書をダウンロードして必要事項をご記入の上、E-mai (global@idec.or.jp) にてお申し込みください。

※Word ファイルに直接入力のため、PDF などに変換せずそのままお送りください。

<http://www.idec.or.jp/?k=h4e5>

<お問い合わせ>

（公財）横浜企業経営支援財団

国際ビジネス支援担当

TEL：045-225-3730

FAX：045-225-3737

E-mail：global@idec.or.jp

■□■

7. -----■□■

<広報協力> ～UNIDO よりお知らせ～

【中米 5 か国ビジネスセミナーのご案内 6/14】

北米と南米をつなぎ、カリブ海と太平洋に挟まれた中米のコスタリカ、エルサルバドル、グアテマラ、ホンジュラス、ニカラグア。日本企業にとってはまだ馴染みの薄い地域ですが、教育水準の高さと地理的優位性から、米国をはじめとする外国企業が数多く進出しています。

本セミナーでは、5 か国から訪日する投資促進機関の専門官が各国毎にビジネスの最新情報や成長分野におけるビジネス機会をご紹介します。

また、セミナー終了後には、登壇者や各国大使館の方々にご歓談いただけるビジネス交流

会を予定しています。奮ってご参加ください。

- ◆日時：平成 29 年 6 月 14 日（水）
- ＜セミナー＞ 14:00～16:00（13:30 受付開始）
- ＜交流会＞ 16:00～17:30
- ◆会場：国連大学本部ビル 5F エリザベス・ローズ国際会議場
（東京都渋谷区神宮前 5-53-70）
- ◆言語：日英同時通訳
- ◆参加費：無料
- ◆主催：国際連合工業開発機関（UNIDO）東京事務所
- ◆後援：駐日コスタリカ共和国大使館、駐日エルサルバドル共和国大使館（予定）、駐日グアテマラ共和国大使館（予定）、駐日ホンジュラス共和国大使館（予定）、駐日ニカラグア共和国大使館（予定）

↓詳細プログラム・お申込みはこちら

<https://www.unido.or.jp/coming/4514/>

＜お問い合わせ＞

UNIDO 東京事務所

担当：としなが、重松

TEL: 03-6433-5520

E-mail: itpo.tokyo@unido.org

■□■

8. -----■□■

＜広報協力＞ ～JICA 横浜よりお知らせ～

【ボランティア事業理解促進調査団（パラグアイ 7/21-31）参加者募集のお知らせ】

JICA では開発途上国の課題解決と日本企業の海外展開活動の促進に資するため、「中小企業海外展開支援事業」や「民間連携ボランティア」の派遣など ODA(政府開発援助) を活用した支援事業を行っております。その一環として、JICA 横浜では民間企業による事業理解促進調査団（JICA ボランティア事業理解促進調査団）の派遣を実施することとなりました。

【調査団派遣の概要】

◆訪問先：パラグアイ共和国（首都アスンシオン、イグアス移住地を訪問予定）、青年海外協力隊員等ボランティアの活動現場、パラグアイ進出企業、日系移住地、JICA 事務所、日本大使館等

◆派遣期間：平成 29 年 7/22～7/31（日本発着）

◆募集人数：3～5 名（JICA 職員が同行）

◆対象企業：

- ・パラグアイをはじめとする中南米など、海外への事業展開を考えている企業の皆様
- ・今後、海外展開を考える上で民間連携ボランティアのスキームを活用したいと考えている企業の皆様
- ・ボランティア経験者の採用を考えるにあたり、ボランティア事業そのものの理解を深めたいと考えている企業の皆様

◆経費：

JICA にてパラグアイまでの往復の航空賃、現地での交通費を負担（現地での宿泊費・食費等は参加者負担となります。詳細は下記サイトをご確認ください。）

◆応募締切：平成 29 年 6 月 16 日（金）12：30
所定の様式（関連ファイル申し込み用紙）を 電子メールまたは FAX にてご提出ください。

↓応募方法、応募書類などの詳細はこちら

https://www.jica.go.jp/yokohama/event/2017/17022_0731.html

<お問い合わせ>

JICA 横浜

市民参加協力課

TEL：045-663-3221(直通)

FAX：045-663-3265

E-Mail：yictpp@jica.go.jp

■□■-----

9. -----■□■

<横浜市より> ～海外進出支援企業募集のお知らせ～

【市内中小企業の海外現地法人設立のための、事業化可能性調査（F/S）を支援します！
4/10～6/5】

IDEC（は、海外拠点設立等の事業化可能性調査（F/S）調査の支援（最大 75 万円）を行うため、3 年以内に海外拠点設立の計画を持つ市内中小企業を募集します。

国際ビジネスに精通した専門家（横浜ビジネスエキスパート）が、国内での予備調査と海外現地調査をサポートします。貴社が検討する海外事業の実現可能性や採算性について、客観的な経営判断をするための調査を行い、海外進出を円滑に進められるようにお手伝いします。

詳細は、下記ウェブサイトをご参照ください。

◆募集期間：平成 29 年 4 月 10 日（月）～6 月 5 日（月）

◆対象事業：

3 年以内に下記の海外現地法人を設立するための計画

- (1) 工場等の生産拠点
- (2) 営業、販売拠点
- (3) サービス、メンテナンス拠点
- (4) 調達拠点

※駐在員事務所は対象となりません。

◆提出書類：海外進出支援申込書

◆支援内容：

- (1) 海外進出計画策定支援（最大 25 万円）

横浜ビジネスエキスパートを、国内予備調査、海外現地調査のために派遣し、貴社の海外進出計画策定支援を行います。IDEC がエキスパート派遣経費を負担します。

(2) F/S 調査経費の助成（最大 50 万円）

F/S 調査にかかる事業経費について、2/3 を助成します。

海外旅費、宿泊費、現地交通費、通訳費、資料翻訳等の経費について、2/3（最大 50 万円）の助成金を交付します。

◆支援企業：10 社程度

◆応募方法：

下記ウェブサイトから募集要項等をご確認の上、海外進出支援申込書を提出してください。

↓詳細・募集要項等はこちら

http://www.idec.or.jp/k_aigai/whats_new/20170407103838.php

事業化可能性調査経費の助成については、専門家による事前ヒアリング（1 回以上）を受けた後、別途助成金申請を行い、審査会の選考を受ける必要があります。

助成金締切間際でのお申込は、助成金申請に間に合わない場合がありますのでご注意ください。

詳細については、下記にお問い合わせください。

<お問い合わせ>

（公財）横浜企業経営支援財団

国際ビジネス支援担当

TEL：045-225-3730

E-mail：global@idec.or.jp

■□■

10. -----■□■

<横浜市より> ～海外展開支援 公募情報～

【「横浜市中小企業海外市場開拓支援事業」29 年度支援対象企業募集のお知らせ 4/3～10/31】

横浜市では、市内中小企業の海外ビジネスチャンスの拡大を図るため、中小企業海外市場開拓支援事業を実施しています。

この事業は、海外市場開拓に意欲を持つ市内中小企業を公募により選定し、最大 3 年間、専門家によるアドバイスや展示商談会への出展費助成などにより、海外市場開拓の着手か

ら商談実施まで一貫した支援を実施するものです。

今回、公募により、平成 29 年度の支援対象企業を 20 社程度募集します。

[募集の概要]

◆募集期間：平成 29 年 4 月 3 日（月）～10 月 31 日（火） 17：00

◆支援企業数：20 社程度

◆支援メニュー

・海外市場開拓・輸出アドバイス（1 社に 1 人、輸出経験豊富なアドバイザーを選任）
輸出戦略の策定、顧客開拓、商品の PR 方法、海外展示商談会出展、商談の進め方、
外国語契約書締結、等のアドバイスを実施します。

・海外展示商談会出展助成

（海外展示商談会出展助成金：上限 30 万円）

・金融支援（経済局金融課との連携メニュー）

↓支援対象、支援メニュー、申請書類、申請方法などの詳細はこちら

<http://www.city.yokohama.lg.jp/keizai/kaigai/kaigaihanro/>

<お問い合わせ>

横浜市経済局誘致推進課

TEL：045-671-3834

E-Mail：ke-kokusai@city.yokohama.jp

■□■

11. -----■□■

<横浜市より> ～海外出展助成 申請情報～

【「横浜市海外展示商談会出展助成金」申請受付開始のお知らせ 4/1～12/28】

横浜市は、海外市場の新規開拓や拡大を目指す市内中小企業に対し、海外で開催される展示商談会への出展に要する経費の一部を助成し、外国企業との商談の機会をより多く創出することを通じて、海外市場の開拓を支援します。

[海外展示商談会出展助成金の概要]

◆助成対象者：

横浜市内に本社を置く中小企業で、かつ申請時に助成対象者に該当する企業

※助成対象者等の詳細は市ホームページ掲載の募集要項をご確認ください。

◆助成限度額：

20 万円（ただし上記「中小企業海外市場開拓支援事業」29 年度支援対象企業は 30 万円）

◆助成金の対象経費：

出展料（小間代、登録料など出展に際してかかる費用）、会場設備費（ブース装飾費、追加備品費、水道光熱費等）、出品物の輸送通関費、出品及び出品物輸送通関に係る保険料、出展に伴うカタログ作成・印刷費

◆対象期間：平成 29 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日に海外で開催される展示商談会

◆申請期限：対象展示会（事業）実施の 1 か月前（最終締切：平成 29 年 12 月 28 日（木））

↓申請書類、申請方法などの詳細はこちら

<http://www.city.yokohama.lg.jp/keizai/kaigai/kaigaitenjikai/>

<お問い合わせ>

横浜市経済局誘致推進課

TEL：045-671-3834

E-Mail：ke-kokusai@city.yokohama.jp



WBC のサービスご案内

WBC では下記のサービスを行っております。

- グローバルビジネスに関する相談（貿易相談など）
- レンタル・オフィスの提供および入居者のビジネス相談
- 引き合い情報の提供
- WBC メールマガジンの発行
- Facebook での情報発信

横浜ワールドポーターズのご案内

WBC は横浜ワールドポーターズの 6 階に入居しています。

横浜ワールドポーターズは、「いろんな世界がここにある」というコンセプトのもと、ファッション、インテリア、雑貨、グルメ、フードなど個性豊かなショップが揃うエンターテインメントショッピングセンターです。5 階には 3D 対応のイオンシネマみなどみらいも併設されており一日中お楽しみいただけます。

<http://www.yim.co.jp/index.html>

WBC メールマガジン発行について

横浜ワールドビジネスサポートセンター（WBC）は、横浜市からの委託を受け、下記事業者が管理運営業務を実施しています。

発行者： 横浜ワールドビジネスサポートセンター
〒231-0001 横浜市中区新港 2-2-1
横浜ワールドポーターズ 6階
TEL: 045-222-2030 FAX: 045-222-2088
<http://www.ywbc.org/>
<http://www.facebook.com/YokohamaWBC>

事業受託者： 株式会社パソナ
〒100-8228 東京都千代田区大手町 2-6-4
TEL: 03-6734-1270 FAX: 03-6734-1274
<http://www.pasona-global.com/>

事業委託者： 横浜市経済局 誘致推進課
〒231-0017 横浜市中区港町 1-1
TEL: 045-671-3834
<http://www.city.yokohama.lg.jp/keizai/yuchi/>

◆本メールマガジンに関してお心当たりの無い方は、本メールをこのままご返送ください。

◆本メールマガジンへのご感想ご要望は、mmq@ywbc.org にお願ひ致します。

◆購読申し込み、購読中止手続き <http://www.ywbc.org/mm/>

©;株式会社パソナ 無断転載を禁じます。
